

官報

号外 昭和三十三年十月二十三日

○第三十回 衆議院会議録 第十二号

昭和三十三年十月二十三日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十三年十月二十三日

午後一時開議

小売商業特別措置法案(内閣提出)
及び商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明
並びに質疑

○議長(星島二郎君) 午後二時四十六分開議
これより会議を開きます。

○公正取引委員会委員任命につき事後承認又は同意を求める件

○議長(星島二郎君) お詫びいたしま

す。内閣から、公正取引委員会委員に鈴木憲三君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十条第四項の規定によりその後の承認を、また、同委員に高坂正雄君を任命したいので、同法第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。

○議長(星島二郎君) まず、鈴木憲三君の任命について事後承認の件につき採決いたします。本件は承認を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○社会保険審査会委員任命につき事後承認を求める件

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方財政審議会委員任命につき事後承認を求める件

○議長(星島二郎君) 次に、内閣から、地方財政審議会委員に兒玉政介君及び遠山信一郎君を任命したので、承認を与えるに決しました。

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(星島二郎君) 後の承認を求める件

○議長(星島二郎君) 次に、内閣から、労働保険審査会法第二十七条第三項の規定によりその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(星島二郎君) 後の承認を求める件

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○議長(星島二郎君) 後の承認を求める件

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

- るにより、大蔵大臣に対し、設置計画の変更を求めることができる。
- 4 大蔵大臣は、前項の要求がやむを得ないものであると認めたときは、すみやかに設置計画を変更し、その変更の内容をその要求に係る各省各庁の長に通知するものとする。
- 5 前二項に規定する場合のほか、大蔵大臣は、設置計画を変更する必要があると認めるときは、関係の各省各庁の長と協議して、設置計画を変更することができる。
- 6 大蔵大臣は、設置計画を定め、又は変更する場合においては、各省各庁における職員の職務の性質を考慮する場合においては、各

(設置の方法)

第九条 宿舎の設置は、建設(土地を宅地に造成することを含む)、購買、宿舎の現況及び不足を勘査して必要とする事情を考慮しなければならない。

(省庁別宿舎の廃止等についての大蔵大臣への協議)

第十三条の二 次に掲げる場合においては、省庁別宿舎の維持及び管理を行なう各省各庁の長は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 当該省庁別宿舎について、宿舎の廃止(宿舎をその用に供しないこと)と決定することをいたり。以下第十八条第一項第五号において同じ)をし、又は宿舎の種類の変更をしようとするとき。

二 当該省庁別宿舎を他の各省各庁の長が維持及び管理を行なうとき。

第十四条の前に次の章名及び二条

5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

第四章 宿舎の維持及び管理
(被貸与者に対する監督)

第十三条の三 宿舎の維持及び管理を行なう各省各庁の長以下「維持管

理機関」という。)は、被貸与者(宿舎の貸与を受けた者及び第十八条の二)を「従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないもの」に改め、同項第四号中「構内」の下に「又はこれに近接する場所」を加え、同項第二項中「國家公務員」を「職員」に改める。

第十三条の四 一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けるべき職員が二人以上存する場合においては、当該宿舎の維持管理機関は、被貸与者(宿舎の貸与を受けた者及び第十八条の二)に改め、同項第二項に規定する者(宿舎の貸与を受けた者及び第十八条の二)に改め、同項第三項ただし書の火災を除く)による損傷又は汚損に係る修繕を除く。」を加え、「費用は」を「費用(もつぱら居住者の私用に係るものを除く。)」に改め、「因り」を「より」に、「き損」を「損傷し」に改め、同項に次のたゞ書を加える。

第十三条の四の四の次に次の二条を加える。
(宿舎の使用上の義務)

第十七条第一項中「修繕」の下に「(被貸与者の責に帰すべき事由(前

条第三項ただし書の火災を除く)による損傷又は汚損に係る修繕を除く。」を加え、「費用は」を「費用(もつぱら居住者の私用に係るものを除く。)」に改め、同項第二項中「居住者」を「被貸与者」に、「因り」を「より」に、「き損」を「損傷し」に改め、同項に次のたゞ書を加える。

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

第一百九十九条の二 前条第一項第一号の犯罪に係る鉱物を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十四条中「前三条」を「前四条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

採掘権の取消の後における新たな鉱業権の設定の出願の取扱を合理的にするとともに、鉱物の盗掘又は侵掘に関する罰則を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

[報告書は会議録追録に掲載]

〔小川平二君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○小川平二君 ただいま議題となりました鉱業法の一部を改正する法律案並びに鉱山保安法の一部を改正する法律案の、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最近鉱山における災害が頻発している実情にかんがみて、この際、このような灾害を防止するため所要の改正を行なつたものであります。

まず、鉱業法の一部を改正する法律案の内容を申し上げます。

第一は、悪質な鉱業権者が鉱業に從事する機会を制限するため、現行法で鉱業権が取り消された後、直ちに出願できることになつておる規定を、六十日間は出願を停止することとしたのであります。

第二は、盜掘を防止いたしましたために、盜掘に対する罰則を若干強化しますとともに、新たに盜掘した鉱物を運搬、保管した者にも刑罰を課することとしたのであります。

第三は、いわゆるボタ山等による鉱害を防止するため、ボタ山等が他に譲渡された後であつても、なお鉱業権者は保安上の義務を有する旨を明確にしたことになります。

第二は、侵掘個所の保安については、現行法では保安監督の規定がないままに種々の弊害を生じておりますので、侵掘個所においても、保安が必要な命令をなし得ることとしたのであります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(椎葉三郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(椎葉三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

明 小売商業特別措置法案(内閣提出)

及第商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明

〔國務大臣高崎達之助君登壇〕

○副議長(椎葉三郎君) 内閣提出、小売商業特別措置法案及び水谷長三郎君外二十三名提出、商業調整法案の両案の趣旨の説明を順次求めます。

通商産業大臣高崎達之助君

〔國務大臣高崎達之助君登壇〕

特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

小売商業が国民经济上きわめて重要な分野を占めていることは、あらためて申すまでもありませんが、全国百数十万の小売商業者の大部分は、いわゆるかかる小売市場の乱立の根源をなして

増加する傾向を示し、同業者間の競争の激甚となり、加うるに、購買を防止するため、まず特定の市においては、市場業者の貸付契約について都道府県知事の許可を要することといたし、また、市場内小売商の不公正取引について、都道府県知事及び公正取引委員会が必要なる措置をとるための規定を設けることといたしたのであります。

政府は、かかる点に思いをいたしましたので、討論を省略して採出願できるところ、両案とも全会終了しましたので、討論を停止するに付しましたところ、両案とも全会一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しても、鉱業法並びに鉱山保安法を根本的に改正すべく検討を行ふとの趣旨の附帯決議案が提出されましたが、それぞれ全会一致をもつて可決いたした次第でございます。

以上御報告を申し上げます。(拍手) ○副議長(椎葉三郎君) 両案を一括して採決いたしました。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(椎葉三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

明 小売商業特別措置法案(内閣提出)

及第商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明

〔國務大臣高崎達之助君登壇〕

特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

第三に、いわゆる小売市場につきま

しては、行政代執行法によつて、国がみ

たし、命令が履行されない場合におい

ては、行政代執行法によつて、国がみ

と等であります。

両案について、十月一日、高崎通商

大臣より提案理由の説明を聽取

し、十月二十一日より質疑が行われた

ます。

いる市場業者による過大な家賃等の徴収を防止するため、まず特定の市においては、市場業者の貸付契約について都道府県知事の許可を要することといたし、また、市場内小売商の不公正取引について、都道府県知事及び公正取引委員会が必要なる措置をとるための規定を設けることといたしたのであります。

政府は、かかる点に思いをいたしましたので、討論を停止するに付しましたところ、両案とも全会一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しても、鉱業法並びに鉱山保安法を根本的に改正すべく検討を行ふとの趣旨の附帯決議案が提出されましたが、それぞれ全会一致をもつて可決いたした次第でございます。

以上御報告を申し上げます。(拍手) ○副議長(椎葉三郎君) 両案を一括して採決いたしました。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(椎葉三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

明 小売商業特別措置法案(内閣提出)

及第商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)の趣旨説明

〔國務大臣高崎達之助君登壇〕

特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

第三に、いわゆる小売市場につきま

しては、近年大阪、神戸、名古屋等の都市において、その乱立による過度競争が激化し、しばしば不公正な取引方

式が用いられているのであります。

わが国の中小企業の全産業の中には

占める地位は、事業所において九九。

九%、従業員数において八三・九%、出荷額において五六%でありまして、その重要性は数字の示す通りであります。今日の中小企業の悩みは、過度の競争、金融難、税金高、原料高の製品安、施設の不備、技術の後進性、外貨導入の圧迫、アメリカの輸入制限、中古貿易の中絶など、数え切れないほどであります。特に、昨年以来の金融引き締め政策の影響は深刻であります。その多くは生存の危機にさらされ対策のこととき実効を期待し得るものはないと言つて過言ではありません。(拍手)確かに二、三の立法措置は講ぜられましたが、しかし、体系だったものではありません、その場しのぎの思いつきの程度のものにすぎないのであります。

(拍手)確かに二、三の立法措置は講ぜられましたが、しかし、体系だったものではありません、その場しのぎの思いつきの程度のものにすぎないのであります。

政府の中小企業対策は、口先だけのごまかしで、当面の措置はもちろん、恒久的対策のこととき実効を期待し得るものはないと言つて過言ではありません。(拍手)確かに二、三の立法措置は講ぜられましたが、しかし、体系だったものではありません、その場しのぎの思いつきの程度のものにすぎないのであります。

この間の産業経済全体の中で考え、立法措置だけではなくて、所要の財政経済

の排除、産業分野の規制、金融税制関係及び百貨店法、官公需の確保など、

中小企業の振興をはかる一連の産業経

済関係立法十万余件を提案いたしてい

ます。さらに、法律改正十万余件、行政措置四十余件等を含めまして、要

して、中小企業対策を総合一貫的に推進

しておられます。そこで、次第であります。

よりとしている次第であります。

御了承いただきたいと存する次第であります。

御了承いただきたいと存する次第であります。

以下、本法案の概要について御説明

を申し上げます。

本法案の目的は、卸売業、製造業と

小売業との間に、または小売業相互の

融通等、経済措置に至りましては、ただ

ただ驚くのはかないものであります。

早天にしめりを渴望している氣の毒な中

小売業者に対するものであります。

小売業者に対し、政府の与えようとしているものは何であるか。それは、独

禁法の緩和、輸出入取引法の改正、産

業基盤の確立等の名による大企業への

集中化であり、中小企業への犠牲では

あります。今日、小売業者は、百貨店の新增

設立を許可したことによって一般小売業

者を保護しようとするものであります。

以下、本法案の概要について御説明

を申し上げます。

御了承いただきたいと存する次第であります。

以下、本法案の概要について御説明

を申し上げます。

これらの中の一つであることを

申します。

御了承いただきたいと存する次第であります。

御了承いただきたいと存する次第であります。

以下、本法案の概要について御説明

を申し上げます。

第三に、このような禁止は新規開業のものだけでは不十分でありますので、既存の兼業者につき、指定地域内

で、既存の兼業者につき、指定地域内

で、既存の兼業者につき、指定地域

となく、全くこれを放置して参つたことは、明らかに怠慢といわねばなりません。〔拍手〕しかるに、この流通部門は、戦後著しい変化を起しております。すなわち、昭和二十三年には、全産業に従事する者三千三百三十二万九千人の中で、商業者は二百三十六万五千人、その比率は七%でありました。が、その後漸次小売商に割り込む者が多く、三十一年には、全産業就業者四千三百八十七万人に対しても、商業者は、驚くなれ、家族まで含めて七百万人を突破し、その比率も一八%に達しました。まさに三倍の激増であります。従つて、今日、小売商は潜在失業者の温床となり、この問題は今や社会問題と化して、生活困窮のための自殺、一家心中の大部分も、実はこの階層から出ておるのであって、その責任はあくまで政府の自由放任主義による無為無策にあることを指摘しなければなりません。(拍手)

ますが、総理は、一体、わが国の流通機構をどういう仕組みにすることが最も理想的であると考えておるか。本法案のことをも想定して、それに向う第一歩でなければなりませんので、まず第一に、この点に關して総理の見解を承わりたいと存じます。(拍手)

次に、第二といたしましては、どのような理想的な流通機構を考えていく場合においても、わが国的小売商は、何としても過剰刺あります。この過剰の始末をしなければ、小売商の安定もなく、また、流通秩序を保たれません。これを一体どうするつもりであるか。自由主義経済であるから仕方がないといって放置していくつもりであるか、あわせて総理の考えをお聞きしたいと存じます。

第三は、何ゆえに小売商が最も強く要望してきたメーカー及び問屋の小売面への進出を阻止する方針をとらなかつたかということであります。本法案第一条には「小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もって国民経済の健全な發展に寄与する」云々とあります。また、本法案は、紛争を予想して、あつせん、調停、勧告の措置を規定している以上、彼らが正常な秩序を阻害していることを政府みずから肯定いたしております。政府が調停、勧告の線にとどまつておつて小売商の不満を買つていることは、明らかに、大企業に遠慮して、大企業の主張に屈服したものといわなければなりません。通産大臣の率直な答弁を要求するものであります。

合に関連した問題であります。本法案は、第二条ないし第四条において、政府は、この両者に対して全く同じ取締りを規定を制定せんといたしております。そもそも、購買会は、先ほど永井議員からも説明がありましたが、会社が福利厚生の名のもとに行なつておる事業であつて、低賃金をカバーし、しかも、その賃金の一部は購買会で再び会社に吸い上げられる仕組みであつて、その経理も、会社全体の経理の中に没入して、徴税の直接対象外であり、準拠法もなく、まことにあいまじもこたる存在であります。しかるに、他方、消費者生活協同組合は昭和二十三年法律第二百号によつて生まれたものであつて、また、他の法律によりまして、國家がその発展、育成を助長してやる義務を負つておるものであります。従つて、両者は全く異質なものである。ところが、この点に対しても、政府は全く認識を欠いているとしか思えません。しからざれば、何ゆえ、政府は、この全く異質なものに対して同じ態度をもつて臨み、同じ取り締り規定を適用せんとするのか。まず、私は、その理由を伺わなければなりません。

ておるのではないか。厚生大臣並びに通産大臣の見解を承わりたいと存じます。(拍手)

なお、消費生協に対し、厚生省が熱意がないのは、了解に苦しむところであります。消費生活協同組合資金の貸付に関する法律によつて今まで貸付された金額は、昭和二十八年一千五百万円、三十年二千万円、三十二年一千万円、三十三年九百万円といふ工合に、急テンポに減つてきております。生協の普及率は、英國が一二%、スエーデン一五%、フィンランド三三%、デンマーク二三%であるにもかかわらず、我が国の普及率は、たつた〇・九%であります。歐州においては、市価主義と払い戻し制度によつて、大した摩擦もなく普及されてきておるけれども、我が国における生協は、ほとんどが廉元主義と不払い戻し制度によつておるのです。小売商との間に摩擦があるとするならば、この辺に原因があると思われるけれども、政府は、この根本問題を何ゆえ解消せんとしないのか。消費生協に資金的な裏づけのめんどうを見てやるならば、わが国でも、市価主義に基く払い戻し制度に全面的に移行させていくこと、小売商との間の摩擦を避けていくことができるわけであつて、この際、政府は、生協の共済の責任準備金積立制度の確立、生協事業に營利を目的とした一定の員外利用の承認等を実現させて、消費者団体の加入、農協と同じようにもつて根本的な解決をはかり、消費者にも十分な満足感を与える方策をとるつもりはないか。根本問題でありますか

いしたいと存じます。
なお、購買会は大企業に遠慮して放置しておるわけあるが、これは一体どういうふうに編成がえをしていくつともあります。厚生大臣にお伺いをいたします。

第五は、購買会及び消費生活協同組合活動の規制を急ぐのあまり、日本銀行券の強制通用力を無視せんとしておる点であります。すなわち、本法案第四条第三項において、「組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ物品の供給事業を利用させない」としてあります。第二条第二項第三号においても同様な規定があるが、これは日銀券の通用排除を意味するものであります。

日本銀行法第二十九条第二項に、日本銀行券は「公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス」と規定してある。これに対し本条項は特例を設ける趣旨のことく受け取られるわけであつて、日銀法違反の疑いがあると思うのであります。

この利用券は明らかに手形や商品券とも異なる性質のものであつて、かくのごとく積極的に日銀券の否定を立法化することは、明らかに重大なる疑惑を差しはさまざるを得ないところであります。この点、大蔵大臣の明快な答弁を求めていと存じます。

第六点は、小売商と他の関連業者との間の紛争解決の手段の問題であります。本案によると、ケース・バイ・ケースの、調停員による調停、あつせんと知事の勧告とであります。中小企業審議会の答申は審議会制度の活用を主張し、小売商もまたこれを希望いたしております。すなわち、審議会は

Digitized by srujanika@gmail.com

官報(号外)

第二の、購買会と消費生活協同組合との関係でございますが、購買会といふものは、元来、事業者が従業員の福利厚生のために物資をなるべく低廉に供給する、こういうことが目的であります。また、消費生活協同組合は、一定の限度された範囲において、組合員従いまして、購買会を今すぐにしてこの消費生活協同組合と同じように編成するということは考えておりません。

第三の、調停の方針について、なぜこれは審議会にかけないか、こういうことであります。これは調停、勧告することによります。そこで、おのずから両方の歩み方は違つておるわけであります。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 購買会並びに消費生活協同組合が利用券を発行しておる、利用券がなければ物品販売事業を利用することができない、これは明らかに日銀法の第二十九条第二項に抵触するものではないかといふ尋ねでございますが、ただいま前段でお話をいたしましたように、利用券は、どこまでも物品販売事業の利用について規定しておるものでございまして、日銀券のように、公私にわたる決済手段としてのいわゆる通用力を規定しておるものとは、およそ違うのであります。

次に、中小企業並びに零細事業者を含めて、これが保護育成についていかなる処置をとつておるかといふことでございます。特に、金融の面について

の資金ワーク等がまことに不足ではないか、こういふお尋ねであったかと思ひます。御承知のように、負担の軽減と相互の補助機関としてやつておる団体でありますから、おのずから両方の歩み方は違つておるわけであります。

従いまして、購買会を今すぐにしてこの消費生活協同組合と同じように編成するということは考えておりません。

第三の、調停の方針について、なぜこれは審議会にかけないか、こういうことであります。これは調停、勧告することによります。そこで、おのずから両方の歩み方は違つておるわけであります。

は、三十三年度予算編成に際しまして、相当多額のものを計上いたしました。さらにまた、親金庫として考えられます商工中金等につきましても資金を増額いたしておりますが、なお年末等に際しましては特にこの資金ワークを増加する、これをも計画していることをつけ加えて申し上げまして、中小企業の保護育成に政府が格段の意を用いていることを御了承願います。(拍手)

員外利用の点につきましてはございませんが、御承知のように、消費生活協同組合は、協同組合法によって監督を受けておる特別法人でございまして、この法律もございまして、事業所に対する社会保険のお話がございまして、できるだけこれの育成をはかつて、健全な発達をはかつて参らなければならぬと考えております。

御指摘のございました貸付金の問題につきましては、この貸付の仕方は、府県の生活協同組合に対する貸付に対しまして同額を国から県に貸し付けるといふ仕組みになつておるのであります。しかし、この貸付の仕方は、年府県の所要額とにらみ合せながら必要な金額を計上いたして参った次第でございまして、今後も引き続きこれを計上して参るつもりでございます。

なお、共済事業に關します法定制限準備金制度につきましては、御趣旨通り、これはやる必要があると見ておりまして、目下十分検討をいたしておりますところでございます。

勞働基準法による補償制度でございますが、これも御承知のように完備いたしておるのであります。従つて、この制度で、労災の面においては任意加入制適用の事業とされておることは、御承認の通りであります。従つて、この制度ではありますけれども、特殊なものは強制加入、こうしたことを行き渡るようになつております。

勞働基準法による補償制度でございますが、これも御承知のように完備いたしておるのであります。従つて、現在の状況で、労働者保護の制度としては欠くところがない、このように私どもは存しております。

なお、生活協同組合への団体加入であるとか、あるいは一定割合の員外利用を認めるという点につきましては、これは現行法の原則と根本的に違う面でございまして、ただいまのお話の点について、よほど慎重に検討いたしたいと考えております。

たなばたはできるだけあたたかい手を差すのでございまして、この許可基準は、法によって初めから原則として禁止されおりまして、員外利用が認められるのは特別な場合に限つておるのでございまして、この許可基準もきわめて限定的でございます。従いまして、今回の小売商業特別措置法案によつて規定をいたしましたところ

は、單に、当初からこの法案に考へられておりますところの考え方をさらに明確にしたにすぎないのであります。御承知のように、負担の軽減と軽減をはかつて参りました。また、今回も、法人税並びに事業税等の軽減に際しましても十分意を用いるつもりであります。また、金融につきましては、中小企業、特に零細企業の金融対象であります国民金融公庫については、三十三年度予算編成に際しまして、相当多額のものを計上いたしました。さらにまた、親金庫として考えられます商工中金等につきましても資金を増額いたしておますが、なお年末等に際しましては特にこの資金ワークを増加する、これをも計画していることをつけ加えて申し上げます。

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 五人未満の事業所に対する社会保険のお話がございまして、できるだけこれの育成をはかつて、健全な発達をはかつて参らなければならぬと考えております。

御指摘のございました貸付金の問題につきましては、この貸付の仕方は、府県の生活協同組合に対する貸付に対しまして同額を国から県に貸し付けるといふ仕組みになつておるのであります。

それから労災保険のこととであります。労災保険も、五人未満の事業所でございまして、特に災害の発生が多いと思われるようなものについては強

度に適用の事業とされておることは、御承認の通りであります。さらに、基本的には、今各方面の御意見を承りつつあるのでありますけれども、中小企

業の従業員に対する退職共済制度といふようなものを実施して参りたいと思っております。

それから、また、今国会で審議を願つておられます最低賃金法などといふものも、やはり今申し上げました角度からぜひ必要なことであるといふことを思つております。

それから、また、今国会で審議を願つておられます最低賃金法などといふものも、やはり今申し上げました角度からぜひ必要なことであるといふことを思つております。

昭和二十三年十月二十三日 衆議院會議錄第十二号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部 五 円
但し良質紙 (配達料共) 一十五円
發行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
郵局九段西三丁目五百番地